

橿原市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年5月27日

橿原市監査委員 北川 洋
橿原市監査委員 山口 宣 恭
橿原市監査委員 廣 井 一 隆

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

橿原市香久山地区公民館

（平成30年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行）

第2 監査の期間

平成31年4月24日から令和元年5月27日まで

第3 監査の方法

平成30年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、「橿原市香久山地区公民館」の指定管理者である香久山地区自治委員会及び市所管課である社会教育課から、必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について、調査・確認を行うことにより監査を実施した。

第4 監査の結果

1 施設の概要

| | |
|-------------|---------------|
| 橿原市香久山地区公民館 | 橿原市膳夫町477番地 |
| 建築構造 | 鉄筋コンクリート造3階建て |
| 敷地面積 | 2,485㎡ |
| 延床面積 | 607㎡ |

橿原市香久山地区公民館は、他の橿原市内10か所の地区公民館とともに橿原市地区公民館条例において、「地域住民が、文化活動及びレクリエーション活動等の各

種の事業を活発に行い、地域住民相互の交流活動を推進し、もって市民の教養の向上及び社会教育の振興並びに社会福祉の増進に貢献することを目的として、地区公民館を設置する。」と規定されている公の施設である。

同施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、公の施設の目的に照らし、その有効活用を図るため地域の団体を活用することが効果的であると認められるため、地元自治委員会である香久山地区自治委員会が指定管理者として管理運営を行っており、地域住民の活動の場としての役割を果たしている。

2 指定期間及び委託料

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
2,232,000円（平成30年度分）

3 結果

監査対象とした公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、施設の目的に沿ったものであり、橿原市香久山地区公民館管理運営に関する基本協定書等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。

橿原市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年5月27日

橿原市監査委員 北川 洋
橿原市監査委員 山口 宣 恭
橿原市監査委員 廣井 一 隆

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

橿原市今井地区公民館

（平成30年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行）

第2 監査の期間

平成31年4月24日から令和元年5月27日まで

第3 監査の方法

平成30年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、「橿原市今井地区公民館」の指定管理者である今井地区自治委員会及び市所管課である社会教育課から、必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について、調査・確認を行うことにより監査を実施した。

第4 監査の結果

1 施設の概要

| | |
|------------|----------------|
| 橿原市今井地区公民館 | 橿原市今井町2丁目3番23号 |
| 建築構造 | 鉄筋コンクリート造2階建て |
| 敷地面積 | 878㎡ |
| 延床面積 | 653.43㎡ |

橿原市今井地区公民館は、他の橿原市内10か所の地区公民館とともに橿原市地区公民館条例において、「地域住民が、文化活動及びレクリエーション活動等の各種

の事業を活発に行い、地域住民相互の交流活動を推進し、もって市民の教養の向上及び社会教育の振興並びに社会福祉の増進に貢献することを目的として、地区公民館を設置する。」と規定されている公の施設である。

同施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、公の施設の目的に照らし、その有効活用を図るため地域の団体を活用することが効果的であると認められるため、地元自治委員会である今井地区自治委員会が指定管理者として管理運営を行っており、地域住民の活動の場としての役割を果たしている。

2 指定期間及び委託料

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
2,232,000円（平成30年度分）

3 結果

監査対象とした公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、施設の目的に沿ったものであり、橿原市今井地区公民館管理運営に関する基本協定書等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。